産業廃棄物処理業許可申請に係る
申請手数料の納付方法が変わります！！

鹿児島県の収入証紙が令和８年９月30日をもって販売終了することに伴い、申請手数料の納付方法が変わります。

※　既に購入済みの収入証紙は、令和９年３月末まで使用できます。

運用開始日：令和８年11月２日

申請書類の提出方法に応じて手数料納付方法を選択できます。

窓口持参の場合
- ①キャッシュレス決済
- ②現金収納窓口での納付

郵送の場合
- ①オンライン納付（収集運搬業に係る許可申請のみ）
- ②納入通知書

窓口持参の場合

①　キャッシュレス決済

- 受付窓口にてクレジットカード、コード決済、電子マネーによる納付ができます。
- 利用可能なブランドの詳細については別紙をご覧ください。
- １つの申請に対して１つの決済方法で納付してください。

②　現金収納窓口での納付

- 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付できます。
- 領収証（納付証明書）を申請書に添付してください。
- 窓口へＱＲコードを持参してください。

郵送の場合

①　オンライン納付

⑴　対象となる申請

- 産業廃棄物収集運搬業（新規、更新、変更）
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規、更新、変更）

⑵　納付にあたっての注意事項

- 受付窓口について手引きをよく確認し、正しい申請フォームへご入力ください。
- オンライン納付とは別に、申請書類は郵送してください。
- 県の担当者が書類確認後、支払依頼のメールを送付しますので、届き次第速やかに納付してください。
- 開庁時間外にオンライン納付申請をされた場合は、翌開庁日の受付となります。
 開庁時間：８時30分～17時15分（土日祝を除く）
- 支払依頼メール送信後、10開庁日以内に支払が確認できない場合、申請を差し戻します。この場合改めて納付手続を行っていただくことになりますので支払依頼メールを受信したら速やかに納付してくださるようお願いいたします。

② 納入通知書

・ 納入通知書による納付をご希望の方は、原則として許可期限の２週間前までに受付担当窓口へご連絡ください。

・ 領収証は申請書類一式と併せて郵送してください。

※ 許可期限まで２週間以上の期間がなく、利用可能な納付方法が納入通知書に限られる場合は、別途受付担当窓口にご相談ください。

○ 納付方法でご不明な点は以下お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先
廃棄物・リサイクル対策課産業廃棄物係
Ｔ Ｅ Ｌ：099-286-2596
E-mail:emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp

キャッシュレス決済がご利用いただけます

ご利用いただける決済サービス

クレジット

VISA / Mastercard / JCB / AMERICAN EXPRESS / Diners Club INTERNATIONAL / タッチ決済

電子マネー

iD / QUICPay / WAON / nanaco / Edy

交通系

Kitaca / Suica / PASMO / TOICA / manaca / ICOCA / SUGOCA / nimoca / はやかけん HAYAKAKEN

※「PiTaPa」はご利用いただけません。

コード決済(QRコード/バーコード)

PayPay / d払い / au PAY / R Pay / m Pay / ゆうちょPay / 微信支付 WeChat Pay

支付宝 / Alipay HK / pay / Touch 'n Go eWallet / true money wallet

Alipay+ PARTNER

キャッシュレス決済ご利用時の注意点

- キャッシュレス決済の場合、決済時点では手数料等はまだ県に歳入されていない状態であるため、 県が手数料等を領収したことを証する「領収証」は発行できません。
- 適格請求書(インボイス)の発行を希望される場合は、窓口の職員にお申し出ください。